

計画されたハードフォーク及び新暗号資産への当社対応方針

当社は対象暗号資産に係るブロックチェーンについて、プロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデート（以下、「ハードフォーク」という）の実行が見込まれる場合及び当該ハードフォークにより新しい別個の暗号資産（以下、「新暗号資産」という）が生じる場合の対応方針を以下の通りとします。

1 ハードフォークに係る情報のお客様への通知方法

- (1) ハードフォークに係る当社サービスの一時停止の有無及び解除の情報、新暗号資産の付与又は金銭等の交付の有無を含めた当社の対応方法は、当社サイト・当社サービスサイト・メールその他当社が適切と認める方法でお客様に通知します。

2 計画されたハードフォークへの対応

- (1) 当社は、対象暗号資産に関するハードフォークの計画に関する情報収集に努めます。
- (2) 当社は、前項の情報収集によりハードフォークの発生時期、ハードフォークの内容、ハードフォークを計画する主体、ハードフォークの目的及び予測される効果、ハードフォークにより生ずるリスクなど、お客様が対象暗号資産の利用を判断するために必要となる情報を得た場合、適宜、お客様に提供するように努めます。
- (3) 当社は、ハードフォークによりお客様からお預かりしている対象暗号資産の保全及びお客様との取引の履行に何等かの支障が生ずるおそれがある場合は、ハードフォークの発生に備えてあらかじめ当該対象暗号資産に関する当社サービスの全部又は一部を一時停止するなど、お客様資産の保全及びお客様との取引を確実に履行するために必要かつ合理的な措置を講じるものとします。また、当該対象暗号資産に関する当社サービスの全部または一部を一時停止する等の措置を行った場合には、お客様からお預かりしている対象暗号資産の安全性を確認した場合に限り、当該一時停止措置を解除します。
- (4) 前項の措置を講ずる場合には、お客様に対して事前に告知します。ただし、緊急に停止せざるを得ない場合を除きます。
- (5) 当社は、当社サービスの一時停止の開始及び停止したサービスの再開について、速やかにお客様に通知します。また再開予定時期をあらかじめ定めずに当社サービスを停止した場合には、サービスの再開見込みについて、随時、お客様に情報を提供します。
- (6) ハードフォークの発生に伴い行った当社サービスの一時停止期間中に生じた対象暗号資産の価格変動によるお客様の損失については、当社は一切の責任を負いません。

3 新暗号資産のお客様への付与について

- (1) 当社は、お客様にハードフォークで生じた新暗号資産をお客様に付与する義務を負わないものとします。
- (2) 当社は、ハードフォークの基となる暗号資産（以下、「分岐前暗号資産」という）の価値が、新暗号資産に移転したと認められる場合、新暗号資産が次に定める事項を十分に満たしていることが確認できる場合に限り、新暗号資産のお客様への付与を行います。
 - a. 新暗号資産について replay-protection 等、第三者による不正な移転を防止する措置が講じられていること
 - b. 新暗号資産にお客様資産を侵害する仕組みが講じられていないこと
 - c. 新暗号資産の有する機能が不法、不正な行為を誘引するものではないこと
 - d. ハードフォークを計画する主体に違法行為や公序良俗に反する行為がないこと
 - e. 当社のシステムが新暗号資産対応に関して問題がないこと
- (3) 当社は、前項に定める場合において、新暗号資産の付与に代え、新暗号資産相当額の金銭等をお客様に交付する場合があります。この場合、当社は、新暗号資産相当額を算出する基準をあらかじめお客様に通知するものとします。
- (4) 当社は新暗号資産を付与又は新暗号資産相当額の金銭等を交付する場合、付与又は交付の決定時期、及び実際に付与又は交付する時期に関しての責任は負わないものとします。
- (5) 当社は、新暗号資産に関してお客様に付与するためにあらかじめ取得する場合又は新暗号資産相当額の金銭等をお客様に交付する場合を除き、お客様の保有する分岐前暗号資産から生じる新暗号資産をお客様に代わって自らが所有するものとして取得又は処分を行わないものとします。
- (6) 当社は、対象暗号資産についてハードフォークにより新暗号資産が発生し、お客様の保有する分岐前暗号資産の価値に影響を与える具体的な可能性を認識した場合には、あらかじめ、当該ハードフォーク計画の概要及びハードフォークにより生じる新暗号資産の内容や新暗号資産の付与対応について、適時お客様への周知に努めます。
- (7) 当社は、新暗号資産のお客様への付与、その他利用者保護のために必要な措置に伴い生じた諸費用を手数料としてお客様から徴収できるものとします。

以上

附則

(適用)

附則第1条 この方針は、2020年12月18日から施行する。

(規程の改廃)

附則第2条 この方針の改廃は、取締役会の決議により行うものとする。

(制定・改廃履歴)

| 実施日 | 改定項目 |
|-------------|------|
| 2020年12月18日 | 制定 |